

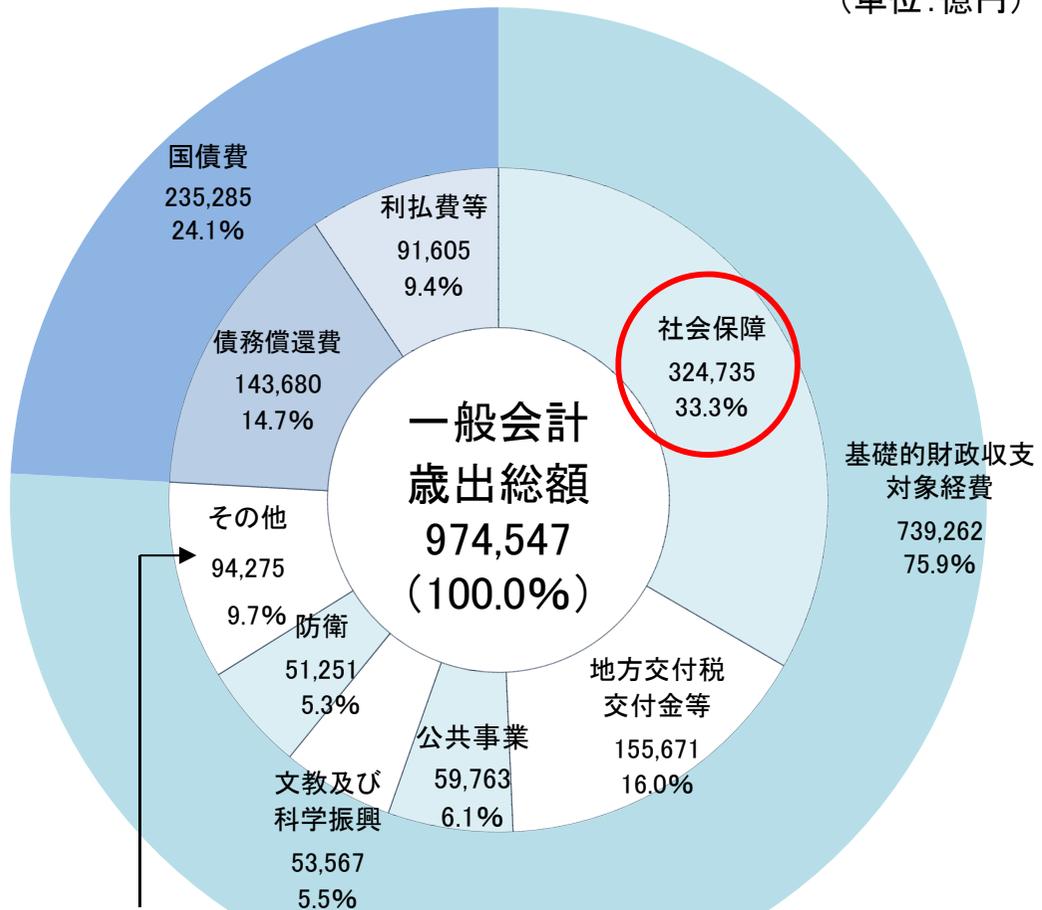
社会保障

平成29年4月25日
財務省主計局

平成29年度社会保障関係予算について

平成29年度予算について

(単位:億円)



食料安定供給	10,174 (1.0)
エネルギー対策	9,635 (1.0)
経済協力	5,110 (0.5)
恩給	2,947 (0.3)
中小企業対策	1,810 (0.2)
その他の事項経費	61,098 (6.3)
予備費	3,500 (0.4)

※「一般歳出」(＝「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの)は、583,591 (59.9%)

(単位:億円)

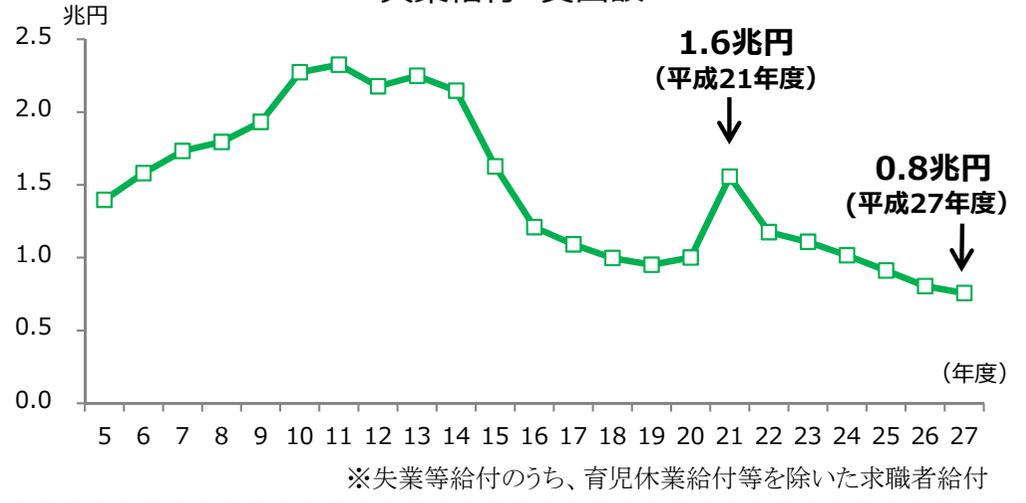
区分	平成29年度
1. 医療	117,685
(1) 国民健康保険	35,142
(2) 全国健康保険協会管掌健康保険	11,286
(3) 後期高齢者医療給付費負担金等	49,614
(4) 医療扶助費等負担金	13,965
(5) その他	7,677
2. 年金	116,024
(1) 厚生年金	94,825
(2) 国民年金	19,363
(3) 福祉年金	33
(4) その他	1,803
3. 介護	30,130
(1) 給付費負担金等	23,297
(2) 2号保険料国庫負担	4,075
(3) その他	2,758
4. 福祉・その他	60,896
(1) 生活扶助費等負担金	14,521
(2) 児童手当・児童扶養手当	13,978
(3) 障害福祉サービス	13,939
(4) 子どものための教育・保育給付	7,928
(5) 雇用保険	254
(6) その他	10,276
(生活保護費再掲)	(29,192)
合計	324,735

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 (注2) 一般歳出※における社会保障関係費の割合は55.6%。
 (注3) 2.年金(3)福祉年金には福祉年金給付費及び特別障害給付金給付費に係る国庫負担額を記載している。

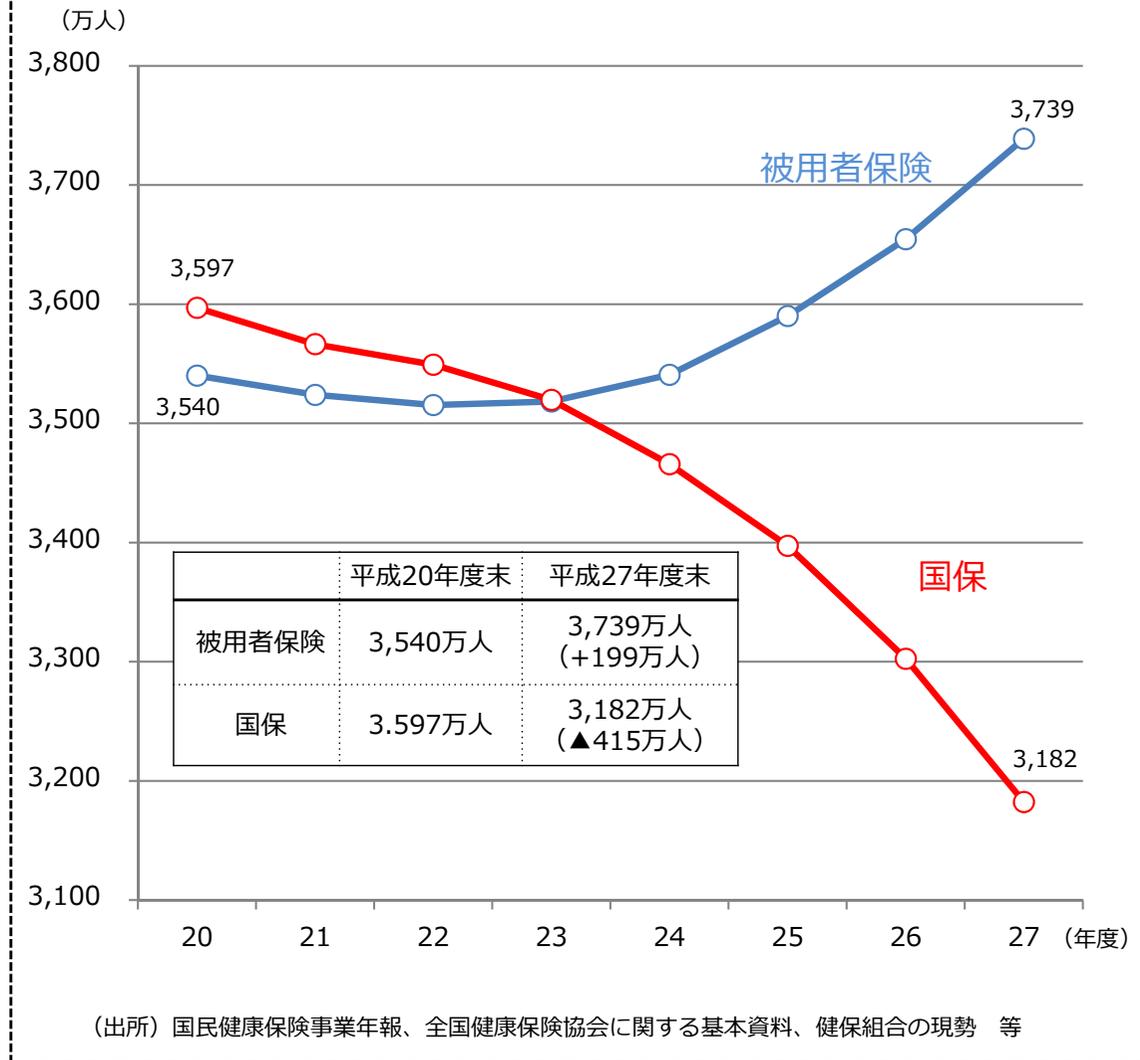
雇用情勢の改善と社会保障関係費について

- 雇用情勢の改善等に伴い、
 - ・ 失業給付の支出額の大幅な減少やこれに伴う雇用保険積立金残高の増加
 - ・ 被用者保険の被保険者数の増加／国保の被保険者数の減少による医療費等国庫負担の減少など、社会保障関係費の伸びの鈍化等に寄与してきた。

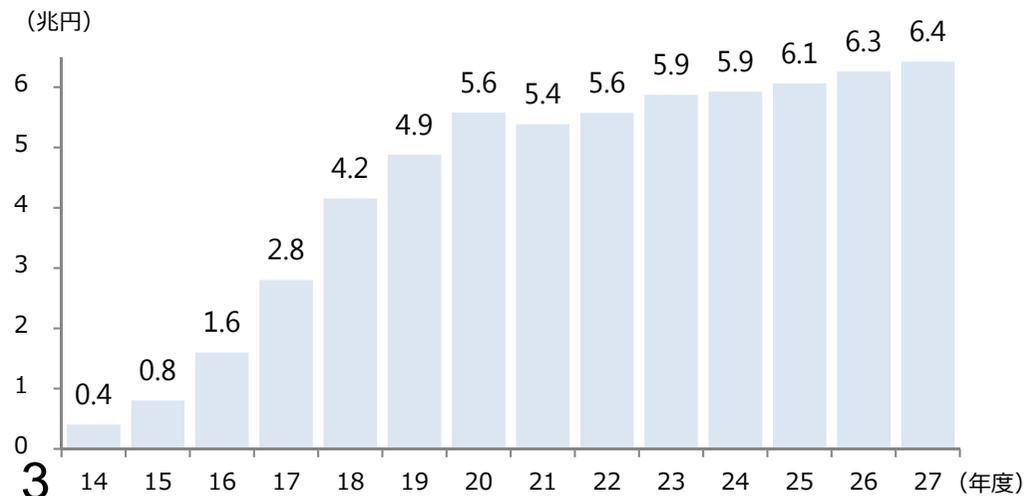
失業給付*支出額



医療保険の被保険者数の推移



雇用保険積立金残高



平成29年度社会保障関係予算のポイント

- 平成29年度の社会保障関係費の伸びは、「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制し、対前年度比+4,997億円。（'28: 319,738億円→'29: 324,735億円（+1.6%））

I. 「改革工程表」等に沿った医療・介護制度改革

- 急速な高齢化の中で、社会保障と財政を持続可能なものとしてくため、「改革工程表」において28年末までに結論を得ることとされていた改革項目を中心に、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化などの観点から、医療・介護制度改革を着実に実行。（▲1,079億円）

《29年度から施行》	《30年度から施行》	《継続検討項目》
<ul style="list-style-type: none">・高額療養費の見直し（▲224億円）・後期高齢者の保険料軽減特例の見直し（▲187億円）・入院時の光熱水費相当額の見直し（▲17億円）・高額薬剤（オプジーボ）の見直し（▲196億円）・高額介護サービス費の見直し（▲13億円）・介護納付金の総報酬割の導入（▲443億円）	<ul style="list-style-type: none">・介護保険における利用者負担割合の見直し・福祉用具貸与の見直し	<ul style="list-style-type: none">・金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担の在り方・かかりつけ医の普及の観点からの外来時の定額負担・市販品類似薬に係る保険給付の見直し・生活援助サービスその他の給付の見直し

- あわせて、30年度についても一定の歳出削減効果が生じることを勘案して、昨年度と同様、協会けんぽ超過準備金分の国庫補助の臨時削減（▲321億円）を歳出削減効果として計上。

II. 一億総活躍社会の実現に向けた施策

- 「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」の目標達成に向け、保育士等、介護人材・障害福祉人材の処遇改善を実施。（国費+952億円）
- この他、保育・介護の受け皿整備等を着実に推進。

III. 社会保障の充実

- 社会保障の重点化・効率化により財源を確保し、保育の受け皿拡大、年金受給資格期間の短縮、国保・被用者保険に対する財政支援の拡充等の社会保障の充実を実施。

医療・介護制度改革の概要①

【高額療養費・高額介護サービス費の見直し】 29年度：高額療養費▲224億円、高額介護サービス費▲13億円

- 70歳以上の高額療養費について、現役世代の水準を勘案して見直し(低所得者に配慮し、住民税非課税者は見直しの対象外)
- 高額介護サービス費について、高額療養費の多数回該当と同水準に見直し(現役並みは、負担割合3割への引上げを勘案して据置き)

①:29年8月施行 ②:30年8月施行	高額療養費 (70歳未満)		高額療養費(70歳以上)		高額介護 サービス費	
			外来	入院		
年収1,160万円～	25.3+1% 《14.0》	現役 並み	4.4 ① 5.8 ②	入院と 統合	4.4	
770万円～	16.7+1% 《9.3》		8.0+1% ② 《4.4》			25.3+1% 《14.0》 16.7+1% 《9.3》 8.0+1% 《4.4》
370万円～	8.0+1% 《4.4》		4.4 ①			5.8 《4.4》
～370万円	5.8 《4.4》	一般	1.2 ① 1.4注1 ② 1.8注1	4.4 ①	3.7 ① 4.4注2	
住民税非課税	3.5 《2.5》		0.8	2.5	2.5	
一定所得以下						1.5

注1) 年間上限14.4万円を新設

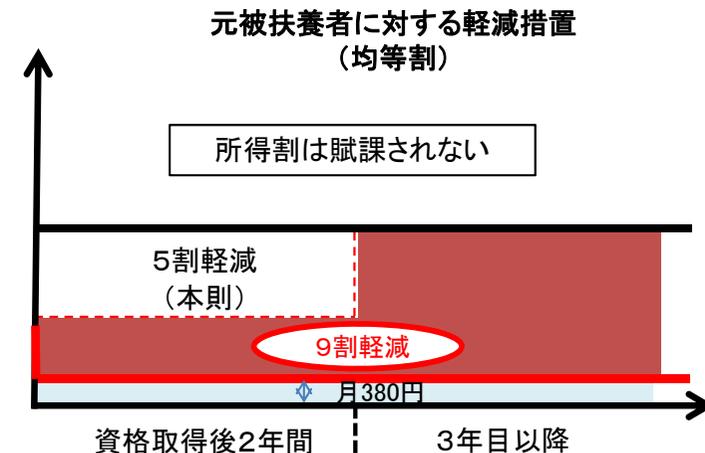
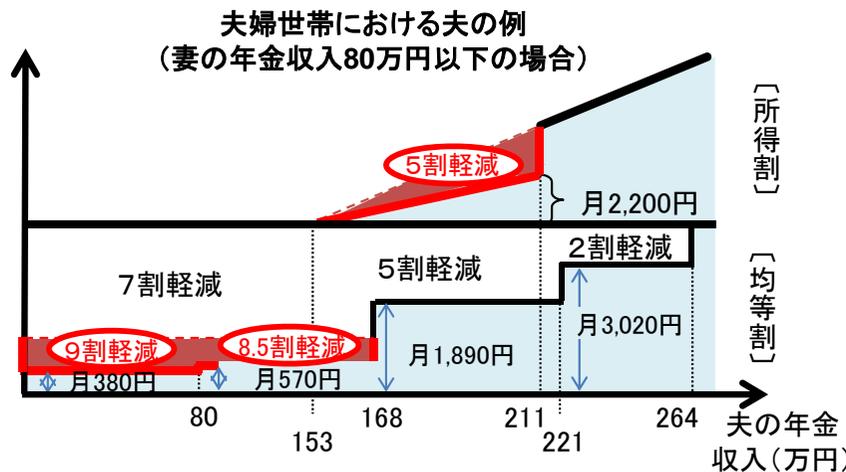
注2) 1割負担者のみの世帯については、年間上限44.6万円(3.7万円×12)を設定(3年間の時限措置)

*1 高額医療・高額介護合算療養費制度の現役並みの上限も70歳未満と統合(30年8月施行)

*2 《》は年4回以上利用する場合の4回目以降の上限(多数回該当)

【後期高齢者の保険料軽減特例の見直し】 29年度：▲187億円

- [所得割]29年度から5割→2割軽減、30年度から軽減なし(本則どおり)
- [元被扶養者]資格取得時期にかかわらず、29年度は7割軽減、30年度は5割軽減、31年度からは資格取得後2年間のみ5割軽減(本則どおり)
- [均等割]低所得者に対する介護保険料軽減措置の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直し



医療・介護制度改革の概要②

【入院時の光熱水費負担の見直し】 29年度：▲17億円

- 医療療養病床(65歳以上)の光熱水費負担について、介護保険施設*と同水準の負担(370円/日)に見直し(難病患者は除く)

	現状	29年10月～	30年4月～
医療区分Ⅰ	320円/日	370円/日	370円/日
医療区分Ⅱ・Ⅲ	0円/日	200円/日	

* 老人保健施設及び介護療養病床の多床室における光熱水費に係る補足給付の基準費用額は、370円/日

【高額薬剤の薬価引下げ】 29年度：▲196億円

- オプジーボについて、市場が大幅に拡大した状況を踏まえ、緊急薬価改定を行い、29年2月から薬価を▲50%引下げ

	現行薬価	29年2月～
20mg	約15万円	約7.5万円
100mg	約73万円	約36万円

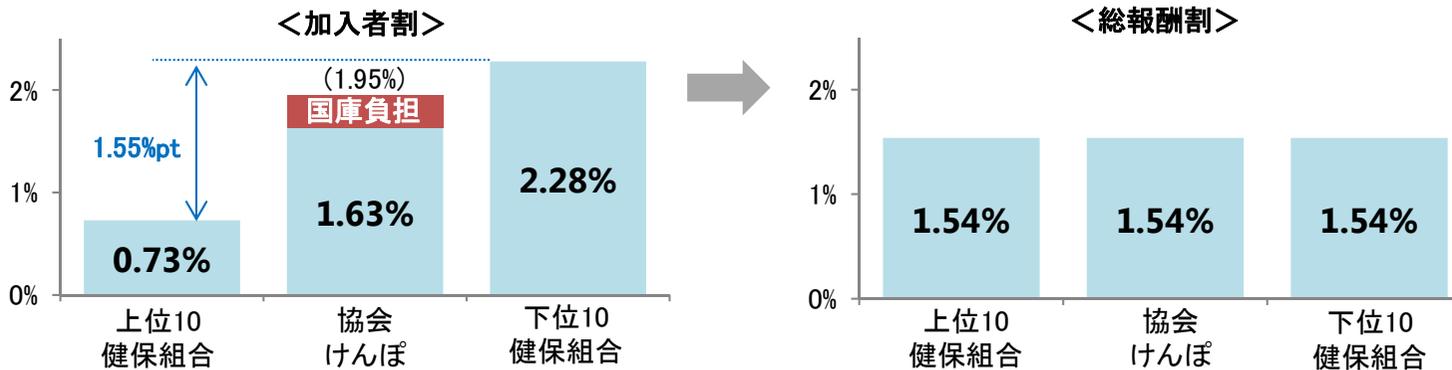
【介護納付金の総報酬割の導入】 29年度：▲443億円(保険者支援+94億円を勘案後)

- 29年度から段階的に総報酬割を導入*(29年度・30年度1/2導入、31年度3/4導入、32年度全面導入)

* 29年8月分の介護納付金から適用(29年度分については介護納付金のうちの8/12について導入)

- 負担増が特に大きい保険者には、31年度末までの時限的な支援を実施

総報酬割導入による所要保険料率の変化のイメージ ※26年度実績に基づく試算



総報酬割導入による被保険者の負担の増減 ※26年度実績に基づく試算

負担増	約1,300万人
負担減	約1,700万人
うち協会けんぽ	約1,400万人

【その他30年度から施行予定の主な見直し】

- 所得水準が現役世代並みと認められる個人について、介護保険の利用者負担割合を3割に引上げ(30年8月施行)
- 福祉用具貸与価格について、商品ごとに「全国平均貸与価格+1標準偏差(≒上位16%ライン)」を上限として設定(30年10月施行)

一億総活躍社会の実現（社会保障関連）

保育士・介護職員の処遇改善

- 保育士等の処遇改善
 - ・全ての職員を対象に2%の処遇改善（平成25年度以降、人勧分も含めて合計10%の改善）を行うとともに、①副主任保育士等については月+40,000円、②職務分野別リーダーについては月+5,000円、の処遇改善を実現（544億円）
- 介護人材・障害福祉人材の処遇改善
 - ・月額平均+10,000円相当（平成29年度に臨時の報酬改定を行い、「キャリアアップの仕組み」として、「経験」、「資格」又は「評価」に応じた昇給の仕組みを設ける事業者に対して、報酬を上乗せ）（408億円）
- 保育の受け皿拡大等
 - ・待機児童解消加速化プランに沿って受け皿拡大を着実に実施（公費+953億円）

雇用保険制度の見直し

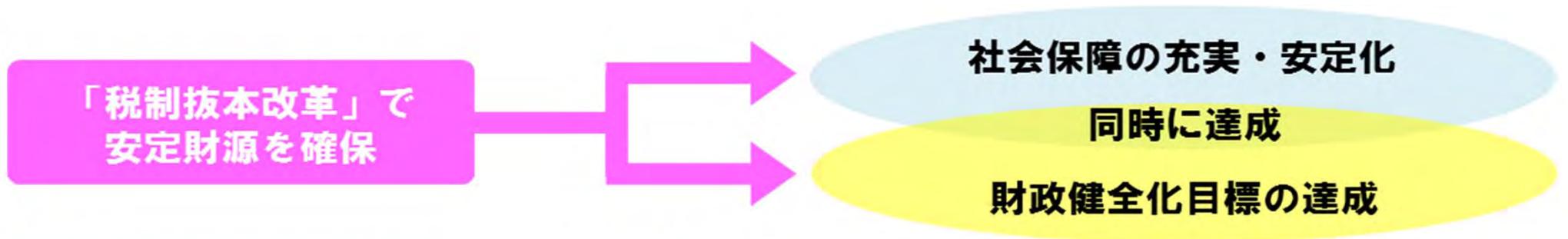
- 雇用保険料の軽減：時限的に3年間▲0.2%引下げ（労使折半）
⇒平均的なサラリーマンの年収（420万円）の場合、年額4,200円の負担軽減（▲3,500億円）
- 育児休業制度
 - ・保育所に入れない等の場合の最大期間を1歳6か月から2歳までに延長。
- 雇用保険国庫負担の時限的引下げ
 - ・雇用保険国庫負担について、平成29年度から平成31年度までの3年間に限り、本則の55%から本則の10%に引下げ
⇒財政効果額は▲1,080億円

年金受給資格期間の短縮

- 平成29年8月から年金の受給資格期間を25年から10年に短縮するための所要額（平成29年9月～30年1月の計5か月分256億円（公費ベース））を措置。

社会保障と税の一体改革の全体像

社会保障にかかる費用の相当部分を将来世代につけ回しているという現状を改善するために、「社会保障と税の一体改革」を進めている。



社会保障の充実の対象分野

すべての世代が安心感と納得感を得られる、全世代型の社会保障制度へ

改革前の消費税(国分)の用途
高齢者3経費(基礎年金・老人医療・介護)



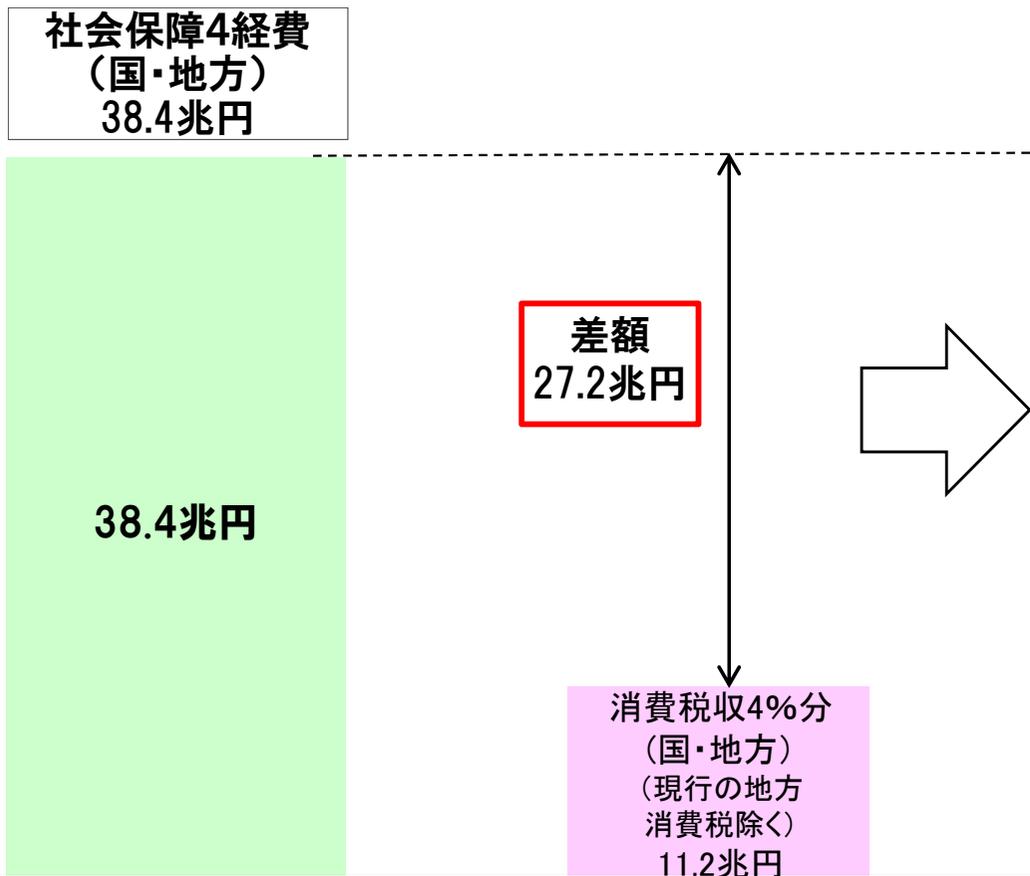
改革後の社会保障の充実

社会保障4経費(子ども・子育て、医療・介護、年金)

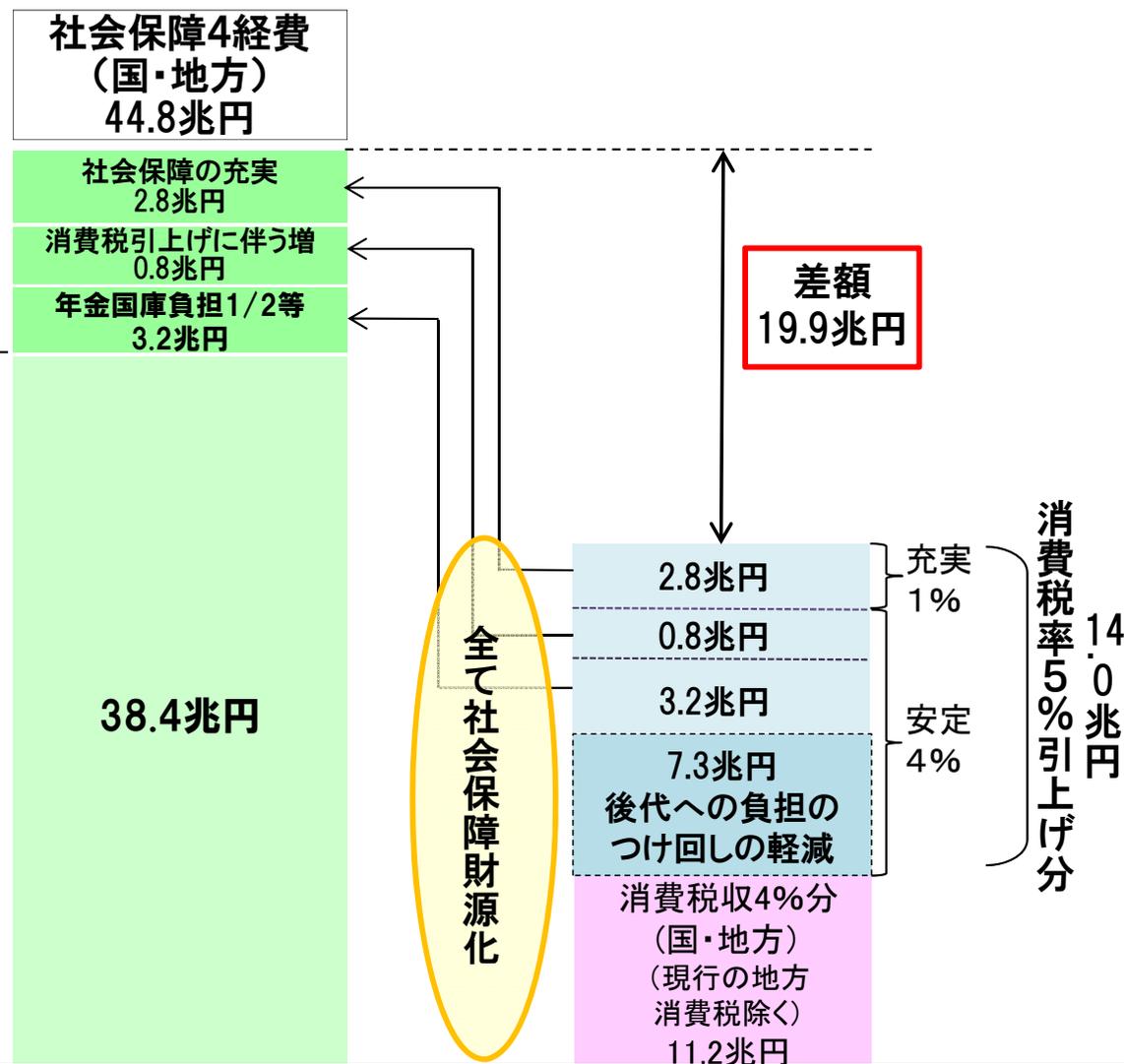
社会保障の充実 2.8兆円程度の内訳		
子ども・子育て	医療・介護	年金
0.7兆円程度	1.5兆円程度	0.6兆円程度

今般の社会保障・税一体改革の目的

<改革を織り込んでいない姿>



<改革を織り込んだ姿>



(注1) 社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

(注2) 計数は、2021年度時点の見込み。

(注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。

(注4) 引上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされている。また、引上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税法定率分の総額を、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされている。

(注5) 社会保障の充実については、消費税引上げ分2.4兆円と重点化・効率化による財政効果0.4兆円を合わせて、1%相当分2.8兆円の充実を行うこととしている。

社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引き上げ等による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども・子育て

○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
 - ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
 - ・社会的養護の充実
- など

0.7兆円程度

医療・介護

○医療・介護サービスの提供体制改革

①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにすることで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
 - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
 - ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。
- (新たな基金の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
 - iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
 - v) マンパワーの確保等
- など

○難病、小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立

○医療・介護保険制度改革

①医療保険制度の財政基盤の安定化

- ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
- ・協会けんぽに対する国庫補助

②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等

- ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
- ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

④介護給付の重点化・効率化

- ・一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

など

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化を併せて実施

年金

○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費※)合計

=

2.8兆円程度

※ 消費税財源(満年度ベース)

10

平成29年度の社会保障の充実・安定化について

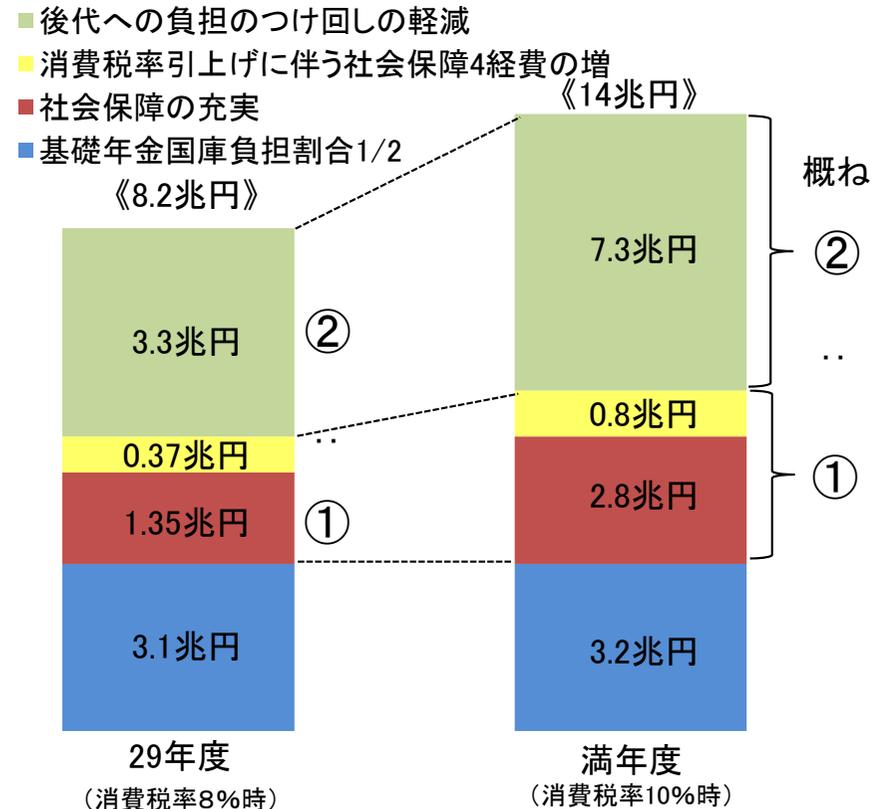
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度増収額8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈29年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.1兆円
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.37兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.3兆円

(参考) 算定方法のイメージ



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

平成29年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成29年度 予算額 _(注1)	平成29年度 予算額 _(注1)		(参考) 平成28年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526 _(注3)	2,985	3,541	5,593	
	社会的養護の充実	416	208	208	345	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	_(注4) 10	6	67	
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	904 442	602 313	301 129	904 422	
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724 1,196 429	483 604 215	241 592 215	724 1,196 390	
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612	
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 財政安定化基金の造成 (基金の積立残高) ・ 上記以外の財政支援の拡充	1,100 (1,700) 2,464	1,100	0 832	580 (600) 1,664	
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	210	
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248	
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	111	218	
	難病・小児慢性特定疾病への対応	2,089	1,044	1,044	2,089	
	年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	245	10	—
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	41	3	32
合 計		18,388	10,511	7,877	15,295	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。